人事院事務総長

給実甲第609号の一部改正について(通知)

給実甲第609号(俸給の調整額の運用について)の一部を下記のとおり改正 したので、令和2年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後 改 正 前 規則別表第1第12号関係 規則別表第1第12号関係 「企業員」 「理学療法技術職」 「企業員」 「理学療法技術職」

「介護員」、「理学療法技術職員」、「作業療法技術職員」、「生活支援員」、「心理判定員」、「就労支援員」、「看護師長」及び「入所者の援護の業務に直接従事することを本務とする職員」については、規則別表第1第2号関係第3項及び第4項、規則別表第

「介護員」、「理学療法技術職員」、「作業療法技術職員」、「生活支援員」、「心理判定員」、「看護師長」及び「入所者の援護の業務に直接従事することを本務とする職員」については、規則別表第1第2号関係第3項及び第4項、規則別表第1第7号関係第4

1第7号関係第4項並びに規則別表第1第10号関係第2項、第5項、第10項及び第17項の例による。この場合において、同号関係第5項、第7項及び第10項中「で、障害者」とあるのは、「で、身体障害者」と読み替えるものとする。

項並びに規則別表第1第10号関係第2項、第5項、第7項及び第17項の例による。この場合において、同号関係第5項及び第7項中「で、障害者」とあるのは、「で、身体障害者」と読み替えるものとする。

以 上